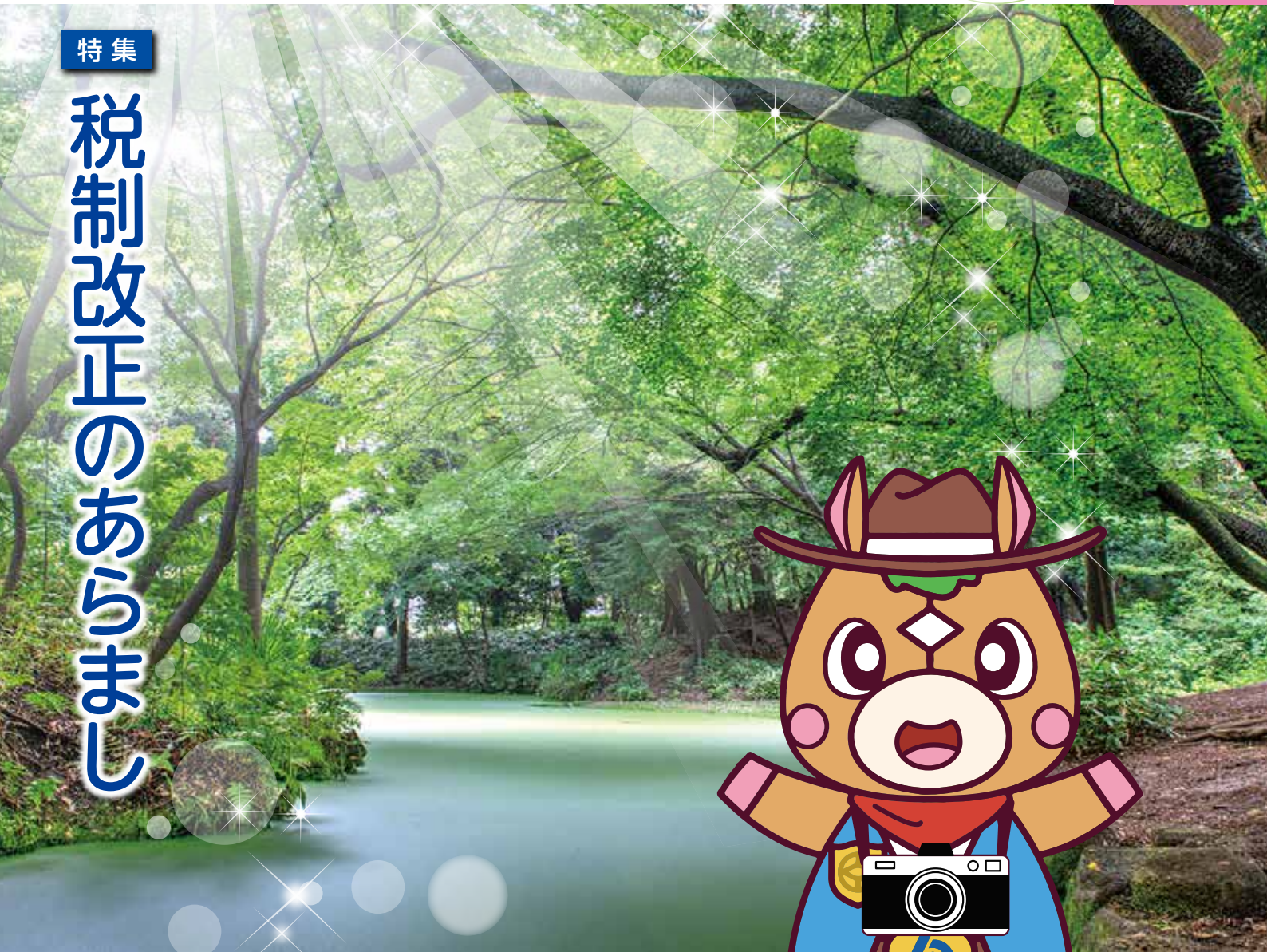


練馬西法人会
新会員募集

《問い合わせ》
事務局 TEL03-3923-7272

特集

税制改正のあらまし



新緑(石神井公園記念庭園)



練馬西法人会 ねりりん



← ホームページはこちらから

C O N T E N T S

■ 令和6年度 事業研修会計画 2	■ 東法連退職金制度のお知らせ 11
■ 税制改正のあらまし 3	■ 部会・委員会活動報告 12
■ 練馬西税務署からのお知らせ 6	■ お店紹介 14
■ 社長さんこんにちは 8	■ お知らせ 15
■ 都税事務所長挨拶・税理士会ニュース 10	■ 東京商工会議所、単位会の広報活動表彰、編集後記 16

えるほし認定とは	くるみん認定とは
女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定・届出等を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である等の一定の要件を満たした事業主は、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定(えるほし認定)を受けることができます。	次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、都道府県労働局へ申請を行うことにより「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定(くるみん認定)を受けることができます。

現行			
全雇用者の給与等支給額(前年度比)	税額控除率	教育訓練費(前年度比+10%)	合計控除率(最大40%)
+1.5%	15%	税額控除率10%上乗せ	25% ^{*1}
+2.5%	30%		40% ^{*1}

改正案				
全雇用者の給与等支給額(前年度比)	税額控除率	教育訓練費(前年度比+5%) 【要件緩和】 ^{*2}	女性活躍子育て支援【新設】 ^{*3}	合計控除率(最大45%)
+1.5%	15%	税額控除率10%上乗せ	税額控除率5%上乗せ	30% ^{*1}
+2.5%	30%			45% ^{*1}

※1 控除上限：当期の法人税額の20%
 ※2 教育訓練費の上乗せ要件は、上記とあわせて当期の給与等支給額の0.05%以上の要件を追加。
 ※3 くるみん認定 or えるほし認定(2段階目以上)

① 中小企業
 賃上げ率の要件(15%、25%)及び税額控除率は現行を維持しつつ、賃上げの裾野を一層広げるため、赤字の中小企業にも賃上げのインセンティブとなるよう、繰越控除措置が創設されます。

(1) 賃上げ促進税制の強化
 賃上げ促進税制について、教育訓練費を増やす企業への乗せ措置の要件を緩和するとともに、子育てと仕事の両立支援や女性活躍支援に積極的な企業への税額控除率の上乗せ措置が創設され、適用期限が3年間延長されます。

I 法人税関係

令和6年度版 税制改正のあらまし

令和6年度版

令和6年度 事業研修会計画(予定)

本部事業		
企業経営セミナー	5月14日(火)	法人会 会議室
総会	6月13日(木)	勤労福祉会館
税制税務委員会研修会	8月22日(木)	勤労福祉会館
健康セミナー	9月18日(水)	勤労福祉会館
役員合同研修会	11月6日(水)	勤労福祉会館
年末調整・法定調書講座	11月8日(金)	勤労福祉会館
新春賀詞交歓会	令和7年1月23日(木)	ホテルカデンツァ東京
企業経営セミナー	令和7年3月14日(金)	法人会 会議室

同好会		
第12回地域交流親睦ゴルフ大会	10月8日(火)	おおむらさきゴルフ倶楽部

協賛事業		
簿記講座(日商3級)(計6回)	4月~5月 開催	法人会 会議室

支部事業		
1支部 研修会	10月予定	勤労福祉会館
2支部 研修会	10月予定	石神井交流センター
4支部 研修会	7月予定	東京信用金庫 武蔵関支店
3支部 研修会	令和7年2月予定	上石神井南地域集会所
5支部 研修会	10月22日(火)	南大泉地域集会所
6支部 研修会	9月予定	西武信用金庫 大泉支店
7支部 研修会	9月12日(木)	大泉地域集会所

女性部会事業		
小中学生 税の作品 合同表彰式	12月12日(木)	大泉学園ゆめりあホール
新春研修会	令和7年2月12日(水)	勤労福祉会館

青年部会事業		
野外研修会	7月7日(日)	未定
税務研修会	9月27日(金)	未定
献血大会	11月11日(月)	練馬西税務署 駐車場内
租税教室	4月~令和7年2月	練馬西税務署管内 小学校

源泉部会事業		
第1回研修会 開講式	5月23日(木)	練馬西税務署
野外研修会	9月予定	未定
第2回研修会	10月24日(木)	練馬西税務署
第3回研修会(税制委員会合同)	11月8日(金)	勤労福祉会館「年末調整講座」
第4回研修会 閉校式	令和7年2月5日(水)	勤労福祉会館



※1 控除上限：当期の法人税額の20%
 ※2 教育訓練費の上乗せ要件は、上記とあわせて当期の給与等支給額の0.05%以上の要件を追加。
 ※3 中堅企業はプラチナくるみん認定 or えるほし認定(3段階目以上)、大企業はプラチナくるみん認定 or プラチナえるほし認定。
 ※4 従業員数2,000人以下の従前の大企業であっても、その企業が発行済株式数が50%超保有している企業と合わせて従業員数が10,000人超の場合には、中堅企業ではなく、大企業となります。

適用時期
 ①、②の改正については、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。

現行			
継続雇用者の給与等支給額(前年度比)	税額控除率	教育訓練費(前年度比+20%)	合計控除率(最大30%)
+3%	15%	税額控除率5%上乗せ	20% ^{*1}
+4%	25%		30% ^{*1}

改正案(内は大企業のみ ^{*4})				
継続雇用者の給与等支給額(前年度比)	税額控除率	教育訓練費(前年度比+10%) 【要件緩和】 ^{*2}	女性活躍子育て支援【新設】 ^{*3}	合計控除率(最大35%)
+3%	10%	税額控除率5%上乗せ	税額控除率5%上乗せ	20% ^{*1}
+4%	25%			35% ^{*1}
+5%	(20%)			30% ^{*1}
+7%	(25%)			35% ^{*1}

② 中堅企業・大企業
 従来の大企業のうち、従業員2,000人以下の企業については、中堅企業という新たな枠が創設され、賃上げしやすい環境が整備されます。また、大企業については、現在の賃上げ率の要件(3%、4%)は維持しつつ、段階的に7%まで、さらに高い賃上げ率の要件が創設されます。

なお、本措置の適用を受けるために公表すべきマルチステークホルダー方針(給与等の支給額の引上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針等)について、取引先の消費税の免税事業者との適切な関係の構築の方針について記載されるよう、記載事項が明確化されます。また、対象法人に従来の「資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員数の数が1,000人以上」に、「常時使用する従業員数が2,000人超の法人」が追加されます。

令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に少額減価償却資産を取得等をして、事業の用に供した場合に適用されます。

適用時期
 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に少額減価償却資産を取得等をして、事業の用に供した場合に適用されます。

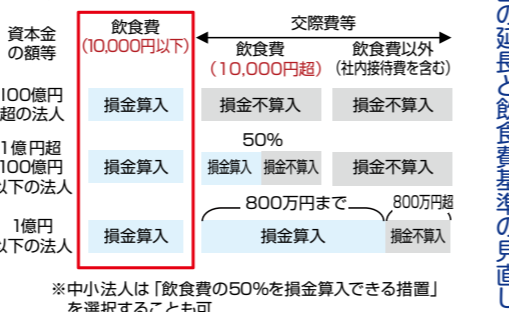
(3) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例の見直し
 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例は、取得価額が30万円未満の減価償却資産(少額減価償却資産)を取得した場合、合計額300万円を限度として、全額損金算入できる制度です。

改正案では、法人税の申告書等をe-Taxで提出しなければならぬ法人(農業協同組合等)のうち、常時使用する従業員が300人を超える法人を対象法人から除外した上で、適用期限が2年間延長されます。

(2) 交際費課税の特例措置の延長と飲食費基準の見直し
 交際費課税について、以下の措置が講じられます。

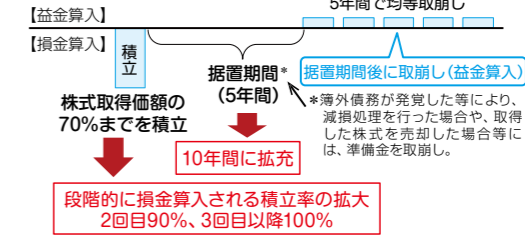
① 中小法人の交際費課税の特例措置(定額控除限度額800万円まで損金算入可)と交際費のうち接待飲食費の50%までを損金算入できる特例措置(資本金100億円以下の法人も適用可)が3年間延長されます。

② 交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準が1人当たり1万円以下(現行：5,000円以下)に引き上げられます。



(4) 中小企業事業再編投資損失準備金制度の拡充と延長
中小企業事業再編投資損失準備金制度は、M&Aに関する経営力向上計画の認定を受けた中小企業者が、株式譲渡によるM&Aを行う場合、取得価額が10億円以下の場合に限り、株式等の取得価額の70%以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その積立金額を損金算入ができる制度です。

改正案では、複数回のM&Aを実施する場合(一定の表明保証保険契約を締結している場合等を除きます)、積立率が現行の70%から、2回目は90%、3回目以降は100%に拡充され、準備金残高の取崩しまでの据置期間についても10年間(現行：5年間)に拡充された上で、適用期限が3年間延長されます。



適用時期 産業競争力強化法の改正法の施行日から令和9年3月31日までの間に特別事業再編計画(仮称)の認定を受けたものに適用されます。

(5) インベシヨンプラットフォーム税制の創設
企業が国内で自ら研究開発を行った特許権又はAI分野のソフトウェアに係る著作権から生じる一定の所得(譲渡所得又はライセンス所得)について、30%の所得控除を認めるインベシヨンプラットフォーム税制が創設されます。

インベシヨンプラットフォーム税制の投資を増加させるインセンティブを強化するために、一部目的が重複する研究開発税制については、試験研究費が減少した場合の控除率が段階的(令和8年度、令和11年度、令和13年度の3段階)に引き下げられます。

適用時期 令和7年4月1日から令和14年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。

＜COLUMN＞
「その他の子育て支援策について」
下記の子育て支援策については、令和7年度税制改正において、以下の方向性で検討し、結論を得ることになっていきます。

- ① 子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充
所得税において、生命保険料控除における新生命保険料に係る一般枠(遺族保障)について、23歳未満の扶養親族を有する場合には、現行の4万円の適用限度額に対して2万円の上乗せ措置が講じられます。
- ② 扶養控除の見直し
16歳から18歳までの扶養控除について、15歳以下の取扱いとバランスを踏まえつつ、現行の一般部分(国税38万円、地方税33万円)に代えて、かつて廃止された特定扶養親族に対する控除の上乗せ部分(国税25万円、地方税12万円)が復元されます。
- ③ ひとり親控除の見直し
ひとり親控除の所得要件について、合計所得金額が1,000万円(現行：500万円)以下に引き上げられます。また、ひとり親控除の所得税の控除額が38万円(現行：35万円)、個人住民税の控除額が33万円(現行：30万円)に引き上げられます。

Ⅲ 資産税関係

(1) 法人版事業承継税制における特例承継計画の提出期限の延長

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予(法人版事業承継税制)の特例制度は、事業承継時の相続税・贈与税の負担を実質ゼロにする時限措置(令和9年12月31日まで)で、特例承継計画の承認申請を令和6年3月31日まで提出しなければなりません。

改正案では、「コロナの影響が長期化したことを踏まえ、特例承継計画の提出期限が令和8年3月31日まで2年間延長されます。

なお、個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度(個人版事業承継税制)についても、個人事業承継計画の提出期限が令和8年3月31日まで2年間延長されます。

適用時期 特例承継計画、個人事業承継計画の提出期限が、令和8年3月31日まで延長されます。

(6) カーボンプラットフォーム投資促進税制の見直しと延長
カーボンプラットフォーム投資促進税制は、産業競争力強化法の計画認定制度に基づき、対象設備を取得等した場合に、取得価額の50%の特別償却又は最大10%の税額控除が適用できる制度です。

改正案では、中小企業者が生産工程効率化等設備の取得等をする場合の認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載された炭素生産性向上率の区分と税額控除率が見直しされ、その他所要の措置が講じられた上で、適用期限が2年間延長されます。なお、DX投資促進税制との合計で法人税額の20%が上限となります。

	企業区分	炭素生産性向上率	税額控除率	特別償却率
現行	なし	7%以上	5%	50%
		10%以上	10%	50%
改正案	中小企業	10%以上	10%	50%
		17%以上	14%	50%
	大企業	15%以上	5%	50%
		20%以上	10%	50%

適用時期 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に事業適応計画の認定を受けた法人が、対象資産をその認定を受けた日から3年以内に取得等をして、事業の用に供する資産に適用されます。

Ⅱ 所得税関係

(1) 所得税・個人住民税の定額減税

デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年分の所得税、令和6年度分の個人住民税で定額減税が講じられます。

減税額は、納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき、所得税※3万円、個人住民税所得割額1万円となります。ただし、合計所得金額1,805万円超の所得者は対象外とされます。

※所得税については、住宅ローン控除等の税額控除後の所得税額から減税されます。

	実施時期
給与所得者	令和6年6月以降の源泉徴収税額から
公的年金等受給者	令和6年6月から控除しきれない場合は、翌月以降の税額から
不動産所得・事業所得者等	確定申告(原則)

適用時期 所得税は令和6年分の所得税額から、個人住民税は令和6年度分の個人住民税所得割額からそれぞれ控除されます。

(2) 直系尊属からの住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の見直し
直系尊属からの住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置について、非課税限度額(1,000万円)の上乗せ措置の適用対象となる住宅用家屋の要件が見直されます。

改正案では、適用要件である住宅用家屋の省エネ性能基準が以下のとおり見直された上で、適用期限が3年間延長されます。

なお、令和5年12月31日までに建築確認を受けた住宅または令和6年6月30日までに建築された住宅については、現行の要件のまま変更はありません。

	現行	改正案
断熱等性能等級4以上 又は一次エネルギー消費量等級4以上	断熱等性能等級4以上 又は一次エネルギー消費量等級4以上	断熱等性能等級5以上 かつ一次エネルギー消費量等級6以上

適用時期 令和6年1月1日から令和8年12月31日までの間に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用されます。

Ⅳ 消費税関係

(1) 仕入税額控除に係る帳簿の記載事項の見直し

仕入税額控除の適用には、一定の事項が記載された帳簿と適格請求書の保存が要件とされていますが、一定の取引については、適格請求書の保存がなくても帳簿に、①課税仕入れの相手方の住所・所在地、②特例の対象である旨の記載をすることで、仕入税額控除ができる特例が設けられています。

改正案では、特例の対象となる自動販売機による取引や入場券等のように使用時に証票が回収される取引(3万円未満の少額なものに限る)については、事業者の実務に即して、上記①の住所・所在地の記載が不要とされます。

適用時期 令和6年4月1日以後に行われる課税仕入れに係る帳簿への記載から適用されます。なお、運用上は、令和5年10月1日以後に行われる課税仕入れに係る帳簿への記載から適用されます。

(2) 簡易課税適用者等の経理処理方式の見直し
税抜経理処理方式を採用する簡易課税適用者及び小規模事業者向けの特例制度の適用者が、課税仕入れを行った場合の経理処理方法の明確化が図られました。

具体的には、免税事業者等のインボイス発行事業者以外

(2) 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充
子育て支援の観点から、子育て世帯等*における住宅ローン控除の借入限度額が上乗せされます。

具体的には、新築等の認定住宅については500万円、新築等のZEH水準省エネ住宅・省エネ基準適合住宅については1,000万円の借入限度額の上乗せ措置が講じられます。

また、新築住宅の床面積要件について合計所得金額が1,000万円以下の者に限り40㎡(現行：50㎡)に緩和されます。

※子育て世帯等とは、19歳未満の扶養親族を有する者又は自身若しくは配偶者のいずれかが40歳未満の者をいいます。

	現行 (令和6年・7年入居)	改正案 (令和6年入居に限る)	
		借入限度額	
新築・買取再販住宅	借入限度額	子育て世帯等	それ以外
認定	4,500万円	5,000万円	4,500万円
ZEH	3,500万円	4,500万円	3,500万円
省エネ	3,000万円	4,000万円	3,000万円

適用時期 令和6年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用されます。

(3) 子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の拡充
子育て世帯の居住環境改善の観点から、既存住宅のリフォームに係る特例措置(工事費用相当額の250万円を限度に10%を税額控除)について、子育て世帯等が行う一定の子育て対応改修工事が対象に加えられます。

なお、その年分の合計所得金額が2,000万円を超える場合には、同特例は適用されません。

※子育て世帯等とは、19歳未満の扶養親族を有する者又は自身若しくは配偶者のいずれかが40歳未満の者をいいます。

- 【一定の子育て対応改修工事】
次の①から⑥のいずれかの工事で、その工事に係る標準的な工事費用相当額が50万円を超えること等一定の要件を満たすものをいいます。
- ① 住宅内における子どもの事故を防止するための工事
 - ② 対面式キッチンへの交換工事
 - ③ 開口部の防犯性を高める工事
 - ④ 収納設備を増設する工事
 - ⑤ 開口部・界壁・床の防音性を高める工事
 - ⑥ 間取り変更工事(一定のものに限る)

適用時期 令和6年4月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用されます。

(1) 外形標準課税の適用対象法人の見直し
外形標準課税の適用対象法人については、現行基準(資本金1億円超)は維持されますが、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人が、その事業年度に資本金1億円以下になった場合でも、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える場合は、外形標準課税の対象とされます。

また、公布日前に外形標準課税の対象であった法人が、駆け込みで施行日以後最初に開始する事業年度の前事業年度の末日までの間に資本金1億円以下であっても、施行日以後最初に開始する事業年度の末日に資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える場合には、外形標準課税の対象とされます。

Ⅴ その他
① 減資への対応
外形標準課税の適用対象法人について、現行基準(資本金1億円超)は維持されますが、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人が、その事業年度に資本金1億円以下になった場合でも、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える場合は、外形標準課税の対象とされます。

適用時期 令和5年10月1日以後に国内で行う課税仕入れについて適用されます(令和5年12月消費税経理通達改正)。

② 100%子会社への対応
親会社の信用力を背景に事業活動を行う子会社への対応として、資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等の100%子法人等のうち、資本金が1億円以下であって、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものについて外形標準課税の対象とする措置が講じられます。

適用時期 ①の改正については、令和7年4月1日以後に開始する各事業年度から、②の改正については、令和8年4月1日以後に開始する各事業年度から適用されます。

* 令和5年12月22日に閣議決定された令和6年度税制改正大綱等に基づいています。今後の国会審議等に留意ください。

給与を支払う事業者のみなさまへ

定額減税は、令和6年6月1日以後に 支払う給与等から！

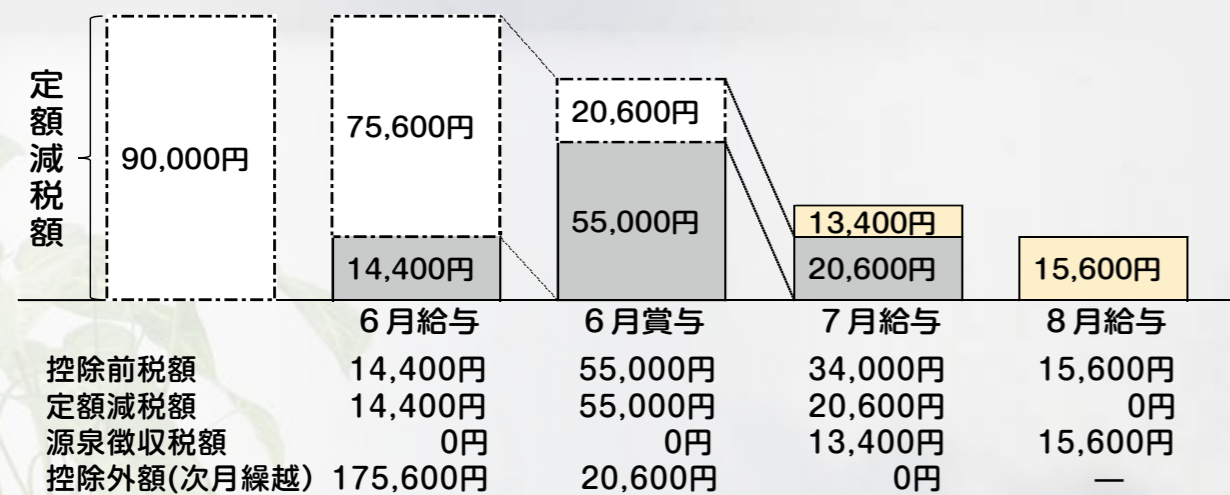
令和6年6月1日現在、事業者のもとで勤務している方のうち、その事業者に対して「扶養控除等申告書」を提出している（月々の給与の源泉徴収において「源泉徴収税額表」の「甲欄」が適用される）居住者の方々については、月々の給与に係る源泉徴収税額から定額減税額を控除することとされています。

給与所得者の定額減税イメージ（例）

【例】 次の世帯構成の場合

判定等	区分	所得者本人	配偶者	子供1	子供2
同一生計		—	○	○	○
職業等		会社員	パート	大学生 (アルバイト)	中学生
収入金額		680万円	105万円	75万円	0円
合計所得金額		502万円	50万円	20万円	0円
定額減税の対象		○	×(※)	○	○
定額減税額		3万円	0円	3万円	3万円

※ 配偶者は、合計所得金額が48万円超のため、自身を所得者本人として定額減税を受ける。



定額減税に関する最新情報は、
「定額減税特設サイト」で確認！！
特設サイトはこちらから



ご存知ですか？

「定額減税特設サイト」は、
こちらからアクセス



定額減税

令和6年分所得税

「令和6年度税制改正の大綱」(令和5年12月22日閣議決定)において税制改正の内容が決定され、この大綱に沿った国税の改正法案が成立・施行された場合には、令和6年分所得税について定額減税が実施されることとなります。

定額減税の制度に関する情報については、国税庁ホームページの「定額減税特設サイト」をご覧ください。

制度の概要

令和6年分所得税の納税者である居住者を対象（注：合計所得金額が1,805万円以下の方のみ）として、次の①及び②の金額の合計額を、令和6年分所得税額から控除

- ① 所得者本人… 3万円
- ② 同一生計配偶者及び扶養親族（※）… 1人につき3万円

※ 所得者と生計を一にする配偶者及び親族等で合計所得金額が48万円以下の居住者

定額減税の実施方法

給与所得者に対する実施

- ・ 令和6年6月以降に支払う給与・賞与に係る源泉徴収税額から減税
- ・ 年末調整で、給与・賞与における減税額を踏まえた精算

公的年金受給者に対する実施

- ・ 令和6年6月以降に支払う公的年金（老齢年金）に係る源泉徴収税額から減税
- ・ 必要に応じて、確定申告で6月以降の減税額を踏まえた精算

不動産所得・事業所得者等に対する実施

- ・ 予定納税対象者については、予定納税額から減税
- ・ 確定申告書提出時の所得税額から減税

※令和6年1月31日現在の情報に基づき、東京国税局が作成しました。

企業訪問

ガンバル 社長さん こんにちは

第2支部
株式会社K,Sトラスト
代表取締役
河野 孝史
石神井町 3-25-8
橋本ビルPART1 2階
電話 03-5923-7775

「地域密着No.1」の保険屋さんを目指して

弊社は一九七〇年五月に先代（私の父親）が保険会社の社員から独立して大泉学園の地で損害保険の代理店を設立しました。それから二十一年を経て私が入社をし、五十周年を機に更なる発展を目指し事務所を石神井公園へ移転しました。そして今年五十五周年を迎えます。創立当初から販売している自動車保険や火災保険などの損害保険に加え、一九九五年の保険業法改正により生損相互参入が認められた為本格的に生命保険の販売も始めました。極端な話ではあります。が、人が産声を上げるまで様々なリスクに立ち向



店舗入り口

第3支部
株式会社ビスタ
代表取締役
橋本 純
石神井台 1-10-1
VISTAビル
電話 03-5935-7348

リ・デザイン

当社は二〇一二年にハウスクリーニングの個人事業としてスタートしました。その後収益物件のリノベーション工事を

を経て、宅建業・建設業の許可を取得。リノベーションの魅力と市場の可能性に触れ、リノベ不動産FCに加盟しました。

築古の鉄骨ビルを買い取り、本社兼リノベーションショールームとして石神井に本拠地を構えています。

経営が難しいと言われる不動産業・建設業ですが、常にシンプルであり、三方よしの会社であり続けることを心がけています。当社では「リ・デザイン」というコンセプトを掲げており、リノベーションによって暮らしを刷新することはもちろん、業界や働き方も私たちの力で変えていきたいという想いを込めています。

今の時代において、顧客以外のステークホルダーを軽んじる企業に発展はありません。長らく不動産業・建設業には、因習的に協業



リノベーションショールーム

かつていくことは間違いないかと思えます。十人十色というように人によってリスクが異なるのであればお客様一人ひとりと会話を重ね、お客様が満足して頂けるオーダーメイド的な保険のご提供が出来る、そんなプロフェッショナルなファイナンシャルプランナー軍団を作り上げ、お客様の生涯に寄り添える代理店を目指しています。地域密着ナンバー1を目指すために、私は率先して様々な地域活動に積極的に参加しています。年に数回法人会の駅前清掃や商店街の町清掃も欠かさず参加しています。PTA活動を通じて「おやじの会」を発足させたこともありました。お客様との出会い・地域の方との出会い・社員との出会った全てが弊社の経営理念の一つ「幸せ」を出会った全ての人を感じられるよう日々邁進していこうと思っています。保険の事で何かご相談があればぜひ当社までご連絡ください。私ではなく（笑）優秀な社員が丁寧にご対応させていただきます。

第2支部
川上塗装株式会社
代表取締役
川上 一馬
一級塗装技能士
谷原 6-1-23
電話 03-5923-9041

色を変えるだけではありません

川上塗装株式会社は、塗装工事を主とした会社です。他にも補修、防水、シーリング、それに伴う足場架け等、仕上げ工事全般を請け負っております。

社・下請け・従業員への過剰要求が続いてきました。これらが一因となった未曾有の人手不足により、今ようやく改善の兆しが見えてきています。私たちはこのチャンスを活かし、不動産業・建設業を明るい産業へと変える一員となつて、ものづくり本来の尊さや輝きを取り戻していきたくと考えます。現在は二〇二七年に年商十億円・経常利益一億円を目標としています。これからもシンプルかつ全てのステークホルダーにとって善である企業を目指します。



第3支部
つばさデンタルオフィス
院長 佐藤 大翼
上石神井 4-4-1 1階
電話 03-5927-5261

健康は健口から

皆様こんにちは。上石神井4丁目にあります、つばさデンタルオフィスの佐藤大翼と申します。二〇一九年の開業当初より法人会に入会させていただきました。



作業風景

塗装工事に關しましては、戸建て住宅、マンション、アパート、テナント、工業施設、学校等様々な塗装工事を施工させていただいております。用途によって多種多様な施工方法があるのもこの仕事の醍醐味です。建物の耐久、防水性能を強化させたり、メンテナンス塗装、景観変更等、目的によって適した仕様を用います。

仕上げ工事という事もあり、施工後の変化も目に見えて分かるのでとてもやりがいがあります。そして何といつても、完了後をご覧になった時のお客様の喜びようを感じられた時に一番の生きがいを感じます。

それはまるで、お客様の心も、私たち作業員の心までもが新しく塗り替えられたようです。満足頂いたお客様からのご紹介や、口コミ等での施工御依頼も少なくなく、人と人との繋がりに感謝しながら毎日を通してまいります。それは私が法人会に入会してからもさらに増え本場に有難い限りです。

近年ではその繋がりに感謝しながら、空いている限られた時間ではありますが私の出来る皆様への恩返しのお手伝い等をさせていただきます。

これからも支えあい、助け合いの心を忘れずに日々精進して参りますので、皆様どうぞよろしくお願いいたします。

わたしは歯科医師として、一人一人のご希望に合わせて、保険診療・保険外診療問わず、ご自分の歯を長く保つていくために本場に必要知識や技術を提供し、地域の皆様に貢献していくことをモットーに、日々歯科診療に取り組んでおります。○歳から九十歳代まで幅広い年齢層の方々にご来院いただいております。毎日、身も氣も引き締まりつつ診療しております。

当院は練馬区歯科医師会に所属しており、乳幼児や保育園児の歯科健診、練馬区の各種歯科健診事業に協力、尽力しております。練馬区の歯科健診は充実しており、練馬区民の三十歳三十五歳 四十歳四十五歳 五十歳五十五歳 六十歳六十五歳 七十歳七十六歳 八十歳の方が受診でき、妊産婦の方が受けられる歯科健診もおこなわれています。区内全域で練馬区歯科医師会会員の診療所で健診が受けられますので、練馬区民の対象の方はぜひご利用なさってください。（歯科健診について詳しくは練馬区ホームページでご覧ください）

お口の健康を通して、今後も地域の皆様の健康維持・増進に寄与できますよう、努力してまいりますので、どうぞよろしくお願いたします。



お口の健康をサポート

従業員の退職金準備は

東法連 特定退職金共済制度

東法連特定退職金共済制度が選ばれる7つの理由！

- その1 東京都内の事業所であれば企業規模を問わず加入できます
- その2 従業員のための退職金を計画的に準備できます
- その3 掛金は1人月額1,000円から30,000円まで設定できます
- その4 掛金は全額損金または必要経費に算入でき給与所得にもなりません
- その5 退職一時金は退職所得控除の対象になります
- その6 ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます
- その7 簡単な申込手続で加入できます

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となって1977年に財団法人として設立され、2012年10月に東京都知事の公益認定を受けて公益財団法人に移行しました。
- 所得税法施行令第73条に定められた「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けて共済事業を行っています。現在、約4,700社の事業所の皆さまにご利用いただいています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
 ○このご案内は、2021年10月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
 ○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

資料請求・お問い合わせは

企F-2021-0003 (2021年10月27日) P6965



TKK 公益財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
 TEL (03) 3357-1641 FAX (03) 3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaijyo.or.jp/>

◆◆着任のご挨拶◆◆



練馬都税事務所長
高野 豪

四月に練馬都税事務所長に着任いたしました高野と申します。都庁内の様々な局・本部だけでなく、国や銀行など、十を超える組織を経て、昨年、約三十年ぶりに主税局の現場、大田都税事務所にて、そして今回、新規採用の際の配属先だった練馬都税事務所に戻ってまいりました。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。練馬西法人会の皆様には、日ごろより、高橋会長様をはじめ、役員の皆様、会員の皆様、都税の申告・納税はもちろん広報など様々な場面で、都の税務行政に格別のご理解、ご協力を賜っており、誠にありがとうございます。

さて、都におきましては、今年度、八兆円を超える当初予算を組み、「『人』が輝く」、「国際競争力の強化」、「安全・安心」の観点から大胆な施策を積極的に展開してまいります。これを支える都税収入につきましては、今年度も六兆円台を見込み、まず何より、これを確保できるよう、練馬都税事務所としても日々努力を重ねているところでございます。



また、都では、税務行政のDX化を推進しており、キャッシュレス納税の比率を二〇二五年度には五十五%、二〇三〇年度には七十%とできるよう、スマートフォン決済アプリの導入など、キャッシュレス納税の拡充・普及に強く取り組んでいるところでございます。口座振替はもちろん、地方税のエルタックス、クレジットカードの活用なども含め、キャッシュレス納税に一層のご協力をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。今後とも、適正・公平な税務行政の推進と納税者サービスの向上に努めてまいります。皆様方の一層のお力添えを賜れましたら幸いです。

結びに、練馬西法人会のみますの発展、会員の皆様のご健勝、事業のご繁栄を祈念し、就任のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

税理士会ニュース

今回は、「中小企業投資促進税制(中小企業者が機械等を取引した場合の特別償却又は税額控除)」について説明したいと思います。この税制は、青色申告書を提出する中小企業者などが令和七年三月三十一日までの期間に新品の機械装置・測定工具等・ソフトウェアなどを取得し、指定の事業の用に供した場合、その事業の用に供した日の属する事業年度において、通常の減価償却額にさらに対象資産の取得価額(一定の場合を除く。以下同じ)の三十%相当額を加算する特別償却または対象資産の取得価額の七%(一定の限度額あり)を算出税額から控除する税額控除が認められる制度になります。

主な適用対象資産については次のように一定の金額以上であることが必要になります。

- 一 機械装置：一台又は一基の取得価額が一六〇万円以上のもの
- 二 測定工具等：一定の要件を満たし、かつ、一台または一基の取得価額が二〇万円以上のもの
- 三 ソフトウェア：一定の要件を満たし、かつ、次に掲げるいずれかのもの
 - ①一のソフトウェアの取得価額が七十万円以上のもの
 - ②その事業年度において指定事業の用に供したソフトウェアの取得価額の合計額七十万円以上のもの

特別償却の適用を受ける場合は申告書等に明細書、税額控除を受ける場合には申告書等への記載及び明細書の添付が必要になります。

電子帳簿保存法の施行などにより社内のDX推進が急がれる中、当該投資促進税制などの活用も検討してみたいかがでしょうか。



押金秀男 広報部長

女性部会 全国女性フォーラム 広島大会



会場風景

日時 令和6年4月18日(木)
場所 広島グリーンアリーナ
人数 2名

青年部会 定例会



定例会の様子

日時 令和6年3月18日(月)
場所 勤労福祉会館
人数 94名

女性部会 新春研修会

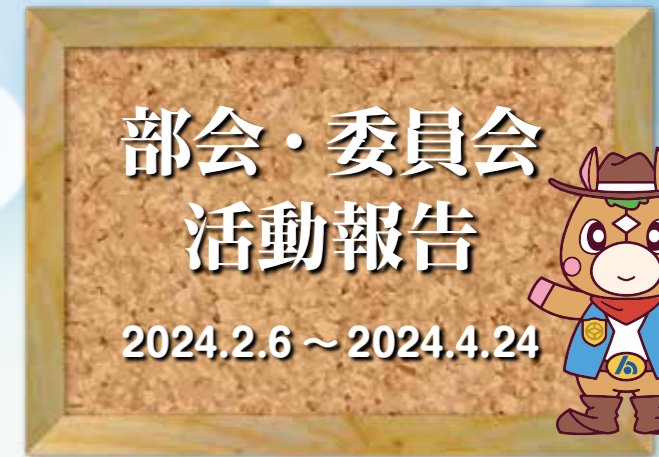


講演風景

日時 令和6年2月14日(水)
場所 勤労福祉会館2階 大会議室
人数 31名



山本副署長の講演



部会・委員会 活動報告

2024.2.6 ~ 2024.4.24



源泉部会 報告会



報告会に参加した皆さん

日時 令和6年4月16日(火)
場所 勤労福祉会館
人数 18名

簿記開講式



簿記研修会の様子

日時 令和6年4月6日(土)
場所 練馬西法人会事務局
人数 17名

2支部 税務研修会



参加された皆さん

日時 令和6年2月28日(水)
場所 石神井公園区民交流センター
人数 40名

3支部 税務研修会



参加された皆さん

日時 令和6年2月6日(火)
場所 浄土宗 智福寺
人数 27名

法音寺佐賀 和玄副住職様

照姫まつり



当会 ブース風景

税務署の皆様にもお越し頂きました

日時 令和6年4月21日(日)
場所 石神井公園
人数 21名

税制改正勉強会



税制改正勉強会の様子

日時 令和6年4月10日(水)
場所 練馬西法人会事務局
人数 14名

講師の川名亘司氏

6支部 バス研修会



サイボクハムにて

日時 令和6年3月1日(金)
場所 ピースミュージアム&金笛醤油パーク&サイボクハム
人数 34名

源泉部会 閉講式



研修会の様子

日時 令和6年2月9日(金)
場所 勤労福祉会館
人数 18名

木村圭吾統括官

女性部会 報告会



報告会参加の皆さん

日時 令和6年4月24日(水)
場所 勤労福祉会館
人数 22名

青年部会 報告会



報告会参加の皆さん

日時 令和6年4月12日(金)
場所 勤労福祉会館
人数 36名



北川部会長挨拶

経営セミナー



企業経営セミナー会場風景

日時 令和6年3月15日(金)
場所 練馬西法人会事務局
人数 14名

練馬西税務署へ花鉢寄贈



花を囲んで

日時 令和6年2月13日(火)
場所 練馬西税務署
高橋会長と北川青年部会長より花鉢寄贈

高橋会長(右)が石橋署長に寄贈

お知らせ

第十三回 通常総会 開催のご案内

会員各位には、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、本会の第十三回通常総会及び会員相互の親睦を深めるための懇談会を左記により開催いたします。

ご多用中のことは存じますが、万障お繰り合わせのうえ、ご出席を賜りたくご案内申し上げます。なお、議案等の内容については、練馬西法人会のホームページに五月十五日(水)頃掲載いたしますのでご活用ください。

- 一、日時 令和六年六月十三日(木) 午後四時
- 一、場所 練馬区立勤労福祉会館 東大泉五ー四十一三十六 ☎三九二三一五五一

●議案

- ① 令和五年度事業報告承認の件
- ② 令和五年度決算報告承認の件

●報告事項

- ① 令和六年度事業計画
- ② 令和六年度収支予算

※出・欠は五月二十日(月)までにお願います。(但し、正会員の方の欠席の場合は委任状に署名願います) 一、懇談会 午後五時三十分から(予定) ※懇談会費、四、〇〇〇円は、当日徴収します。 なお、六月六日(木)以降のキャンセルは総会終了後、懇談会会費の請求書をお出し致します。

まだ「委任状」未提出の方は急ぎ、ご投函ください。よろしくお願いいたします。

令和6年度 決算法人説明会

- 令和6年5月28日(火)
 - 令和6年6月24日(月)
 - 令和6年8月23日(金)
- 時間:午後1時30分~午後4時
場所:練馬西税務署2階大会議室

令和6年度 新設法人説明会

- 令和6年5月22日(水)
 - 令和6年8月21日(水)
- 時間:午後1時30分~午後4時
場所:(公社)練馬西法人会事務局

令和6年7月 生活習慣病検診日程

- 令和6年7月17日(水)・7月25日(木)
- 会場 石神井庁舎 (練馬区石神井町3-30-26)
- 令和6年7月22日(月)
- 会場 ホテルカデンツァ東京 (練馬区高松5-8)

受付時間 9:30~11:00 ※詳細は、後日案内させていただきます。



駅前清掃

- 開催日 令和6年6月8日(土)
 - 場所 大泉学園駅南口 石神井公園駅北口 上石神井駅北口 武蔵関駅南口
 - 時間 午前8時から午前9時
- ※雨天の場合6月15日(土)です。



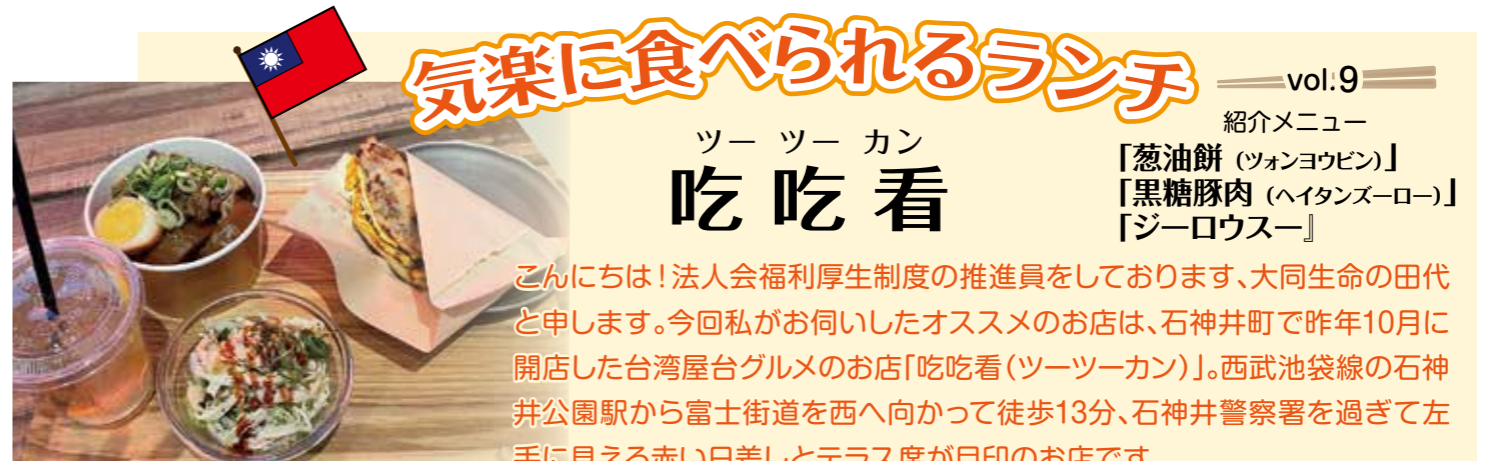
公益事業委員会から 使用済み切手の収集事業報告



●使用済み切手 5.4kg



ご協力誠にありがとうございます。



気楽に食べられるランチ

vol.9

紹介メニュー

- 「葱油餅 (ツォンヨウピン)」
- 「黒糖豚肉 (ヘイタンズーロー)」
- 「ジーロウスー」

ツーツーカン 吃吃看

こんにちは! 法人会福利厚生制度の推進員をしております、大同生命の田代と申します。今回私が伺ったオススメのお店は、石神井町で昨年10月に開店した台湾屋台グルメのお店「吃吃看(ツーツーカン)」。西武池袋線の石神井公園駅から富士街道を西へ向かって徒歩13分、石神井警察署を過ぎて左手に見える赤い日差しとテラス席が目印のお店です。

今回、第2支部広報担当の加藤さんと田代で伺わせていただきました。

注文した品々



台湾の屋台グルメいろいろ



ドリンクのアボカドプリン



ペット同席OKです!



期間限定メニューも楽しめます



店舗入口にて記念撮影

台湾屋台グルメ初心者私達は、オーナーの今井さんにおすすめを教えてください。まずは葱油餅(ツォンヨウピン)。カリカリ、モチモチのネギ焼きで、食べてみると野菜やソーセージなど具沢山。そしてモチモチ感が食べやすく美味しい!

次に、黒糖豚肉(ヘイタンズーロー)。鍋で長時間煮込まれたホロホロ柔らかく味が染み染みの豚の角煮や大根、厚揚げや卵などがご飯の上のっけて、食べ始めたらとまらない美味しさ!

最近始めたメニューで大人気のジーロウスー。こちらは魯肉飯の友達「鶏肉飯(ジーローファン)」のご飯なしバージョン。野菜もたっぷりヘルシー。サラダ感覚でペロリと頂きました。

今井オーナーによると、料理の味付けには好き嫌いが分かれる八角などの香辛料は避けているそうで、食べやすさに納得。

ドリンクは、アボカドプリンと冬瓜レモンティーを注文、台湾で大人気アボカドプリンは飲めばわかる、甘さひかえめでさっぱりした名前はプリン♥でも飲み物。

冬瓜レモンティーは、甘く煮詰めた冬

瓜とスーパーフードのチアシードをレモンティーに加えて一口飲むと冬瓜の香ばしさがスッと抜けてゆく美味しさ。仕事で台湾に赴任していたとき夜市にはまり、屋台グルメを日本に普及したい!との熱い思いが開店のきっかけなのだそう。

赴任中に知り合った奥様の叔母さまからレシピを教わったとの事。期間限定メニューは色々変わり常に3、4品を考えているとの事なので、その時々メニューも楽しめそう。

アルコールやおつまみもあるので、お仕事終わりや休日のちょっと一杯にもいいですね。

また何とペット同席OKです!!可愛いワンちゃんを連れてお客様もいらしてました。

ワンちゃんと一緒に台湾屋台グルメを満喫してみたいかがでしょうか。

吃吃看(ツーツーカン)とは台湾の言葉で「食べてみて」なのだそうで、皆様もぜひお店に行かれてツーツーカン!くださいませ。

ちなみに、台湾ではQQ(キューキュー)とは「モチモチ食感」を意味するそうです...知らなかった(笑)

オーナーから一言

是非吃吃看で、台湾料理店にはない「台湾屋台グルメ」をご堪能ください!

店舗情報

- 代表者: 今井 康人
- 住所: 東京都練馬区石神井町 6-26-18-101
- 電話: 080-9299-4301
- 営業時間: 11:00~20:00 (ラストオーダー 19:30)
- 定休日: 月曜日



マル経融資のご案内 ～小規模事業者経営改善資金～

融資限度額 **2,000万円**

返済期間 **運転資金 7年以内
設備資金 10年以内**

◇本融資は商工会議所の推薦で日本政策金融公庫より事業資金として貸し出しされますが、審査の結果、ご希望に沿えないことがあります。(会員・非会員の方、問わず利用できます)

利率 **1.35%**

(2024年5月1日現在)

- ※担保・保証人不要(保証協会の保証も不要)
- ※他に練馬区の利子補給40%(3ヶ年度)
- ※利用できる方:従業員20名以下(宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5名以下)
- ※1年以上事業を行っている方
- ※飲食業の設備資金も利用可能



法律相談 毎月第2金曜日 午後1時～4時(30分単位)

相談員:弁護士



税務相談 1月～3月 毎週火曜日/4月～12月 毎月第2火曜日 午後1時～4時(30分単位) 相談員:税理士

●問い合わせ先 東京商工会議所練馬支部 練馬区練馬1-17-1 Coconeri 4階 電話 03-3994-6521 FAX 03-3994-6589



広報委員長 吉田久美子

令和5年度東法連「単位会の広報活動に関する表彰」
去る令和六年三月十三日(水) ホテルグランドヒル市ヶ谷において、令和五年度 東法連 単位会の広報活動に関する表彰会が三時より開催されました。
報告事項一、令和六年度の広報関連の事業計画(案)について
報告事項二、令和五年度単位会の広報活動に関する表彰の選考
その後、表彰会が行われました。
今年度は三法人会が表彰されることになり当法人会も選考されました。
事例発表に移り、入会勧誘ポスターの掲示というテーマで発表させていただきました。
法人会活動をわかりやすく周知することを目的に、ポスターを作成した経緯や、どのような場所に掲示したのか等、今後の課題を話しました。これからも充実した広報活動を行っていきたいと思います。

編集後記

広報誌 いずみ春号をご覧いただきありがとうございます。

令和六年は年初めから能登半島地震、翌日に日本航空機炎上と悲しいニュースが続きどんな一年になるのかと感じましたが、日経平均も過去最高値をつけ今後日本経済が安定してくる可能性があることを意味するのではないかと感じていました。ただし、投資やビジネス上の判断を行う際には、常にリスク管理を考慮し慎重に行動することが重要です。

コロナ禍も落ち着いてきましたが、昨年から始まったインボイスや六月に始まる定額減税など業務に負担のかかる政策も増えています。

これからも会員の皆様にとって役立つような情報も発信していけたらと思います。引き続きご協力を賜りますようお願いいたします。

広報委員 大隅 智



第 131 号

発行日
令和6年5月20日

発行所 公益社団法人
練馬西法人会
東京都練馬区東大泉6-47-15
電話 03(3923)7272
FAX 03(3923)7285
eメール: oizumi-nishinerima@wing.ocn.ne.jp
http://www.nerimanishihoujinkai.or.jp
発行責任者 高橋 利充
編集責任者 吉田 久美子



本誌は、FSC認証用紙、環境に優れたインキを使用しています。